

第400回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成25年12月24日 13時30分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

(1)農地法第4条の規定による諮問について

(2)農地法第5条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	貝原 敏正	中川 恵次
古舘 義純	山口 友三郎	佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎
野口 好啓	今泉 博	岡口 重文	船津 和正	(計14人)

○ 県農山漁村課

祖川 副課長	高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
--------	-------	-------	--------	--------

○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	田島 主事	鶴 主事
-------	-------	------

○ 事務局

實松 局長	北川 次長	椀島 主事
-------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

谷口 司郎 田中 久男

議 事 内 容

事務局 長	<p>時間になりましたので、第400回常任議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第400回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>さて、今月6日に可決・成立した農地中間管理機構関連2法案については、来年、農地法等の関連法の一部改正を経て、管理事業の推進に関する法律は3月1日の施行を、基盤強化促進法等の一部改正等の法律は4月1日の施行を目指すこととなりました。国は新年に開会される通常国会で平成25年度補正予算に関連経費を盛り込んでおり、本格的に動き出す同機構に対し、農業委員会系統組織がどのくらい関わることとなるのか注視しなければなりません。</p> <p>また、年内妥結を目指していたTPPに関しては各国が譲れない分野での交渉で難航し、妥結・協議は越年することとなり、新年の1月末にも再協議されることとなりました。日本は農林水産品重要5品目などの聖域を「1ミリも譲らない」との姿勢を貫いており、今後の交渉でもその姿勢を堅持してもらいたいと思っております。</p> <p>農業を巡る情勢は他にも様々な課題がありますが、和食がユネスコの無形文化遺産に登録される等明るい話題もあります。和食を支える国内農産物生産者と、農地を有効に活用する農業者を支える農業委員会として、さらに農業の発展に貢献していかなければと気持ちを新たにしているところです。</p> <p>ところで、本日の常任議員会議での農地転用の諮問案件は農地法4条・36件、うち2,000㎡以上は5件。5条・81件うち2,000㎡以上は8件、計117件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、常任議員会議に入りたいと思います。</p> <p>本日の「第400回常任議員会議」につきましては、常任議員の総数18名に対し14名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>本日の議事録署名者として、〇〇の〇〇会議員と〇〇の〇〇会</p>

議員にお願いいたします。

それでは、農地法の規定による諮問に入ります。

農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。

諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(12月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は30件のうち、2,000㎡以上は5件。第5条関係は69件のうち、2,000㎡以上は8件。合計で99件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請の〇〇への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であり、拡張部分の面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地造成への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第

1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で申請地を供することが必要である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域にある第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしくお願ひします。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は6件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は12件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。合計で18件の諮問をお願いしています。

審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

第4条関係36件、第5条関係81件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の13案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議	長	まず、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇

		申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地造成への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地造成への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申

		請の〇〇用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。 ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇会議員		2,000㎡未満の案件ではありませんが、質問してもよいで

	<p>しょうか。</p> <p>〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇組合申請の案件ですが、申請者は代表〇〇〇〇となっていますが、これはどういう形態の組合なのですか。</p>
県農山漁村課	<p>〇〇〇〇組合は代表〇〇〇〇の他4社からなる組合でありまして、この案件は、〇〇〇〇組合で〇〇用地造成のため、組合の構成員を代表して〇〇〇〇が申請しています。</p>
〇〇会議員	<p>店舗用地造成のための転用とありますが、転用後どのようなのですか。また、用地造成のみの転用は可能なのですか。</p>
県農山漁村課	<p>転用後は6店舗が入る予定です。</p> <p>申請地は都市計画法の用途区域にある農地であることから、用地造成のみが可能です。</p>
議長	<p>ほかに質問等はありませんか。</p>
会議員一同	<p>(意見・質問・異議なし)</p>
議長	<p>では、2,000㎡未満の案件につきましても、別段ご意見等もないようでございますので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係30件及び第5条関係69件、合わせて99件については知事に、農地法第4条関係6件及び第5条関係12件、合わせて18件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。</p> <p>以上をもって、議事を終了いたします。</p> <p>< 議 事 終 了 ></p>
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告事項について、事務局よりご報告します。</p>
事務局	<p>(それぞれ説明)</p>
事務局長	<p>以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。</p>

15時00分